

十四

奏上  
裁可  
濟  
年一月八日

大第九七號

案起

二年六月五日

裁可

年 月 日

施行

十二年六月五日

内閣總理大臣

貞

内閣書記官



内閣書記官



佐藤重遠外一名任免ノ件

内閣

裏面白紙

丙閣 大 九 七 五

佐藤重遠

任大藏大臣秘書官

叙高等官五等

右謹テ上奏ス

大正十一年六月十九日

大藏大臣市來乙彦



大藏省

内閣 大 九 八 号

依願免本官

大藏大臣秘書官 岩切重雄

右謹 上奏 又

大正十一年六月十九日

大藏大臣市來乙彦



大 藏 省

辭職願

小官儀

專心衆議院議員職從事  
致度候間本官免セラレ度此段  
奉願候也

大正十一年六月 日

大藏大臣秘書官岩切重雄

内閣總理大臣男爵加藤友三郎殿

めくれず

官職甲第九四〇号

大正十一年六月十九日

大藏大臣市來乙彦



内閣總理大臣男爵加藤友三郎殿

左記ノ件御執奏ヲ請フ

一上奏

高等官任命

大藏省

裏面白紙

大藏省第九四一号

大正十一年六月十九日

大藏大臣市來乙彦



内閣總理大臣男爵加藤友三郎殿

左記ノ件御執奏ヲ請フ

一上奏

高等官退官

大藏省

裏面白紙